

## 五、パネリストによる問題提起(2)

### コメント ASEAN諸国と「中国脅威論」

黒柳 米司

はじめに

国家がこれを構成する人間を通じて行動する集団である以上、国際関係の現実もまた人間の認識によって様々に解釈される余地があることになる。いいかえれば、物理的な世界において、ある特定の事象が客観的な存在であるのと異なり、一つの現象が複数の——ときには相反する——意義を有するのが人間社会の特性である。かくして、国際関係の基本的要素たる「パワー」という概念についても、国土・人口や軍事力・経済力のような測定可能な因子に着目する「実体的パワー概念」にも、現実はそのパワーが行使される状況に着目した「関係的パワー概念」にもそれぞれに相当の説得力を認めざるをえないのである。本日のシンポジウムの主要テーマである「中国の脅威」もまた、その例外ではない。

中国という北の巨人が東南アジア諸国の眼にどのようなように映ってきたのかを跡づけつつ「中国脅威論」の諸側面を論じた田中教授の基調報告を的確に理解するための一助として、以下には、この問題のきわめて錯綜した性格を指摘すること、  
「中国脅威論」を単純な二分法によって理解しようとすることの危険性を強調してみたい。

## 1、△中国脅威論▽の諸局面

ASEAN諸国が久しく△中国脅威論▽を唱えつづけてきたことには疑問の余地がない。とはいえ、これが意味するところは決して一様ではない。分析的には、少なくとも次のような四つの局面に分けて解釈しなければなるまい。

## (1) 本能的警戒

なによりも先ず、地球上の全人口の4人に一人にあたる人口を擁する中国は、その巨大さだけでも隣接のASEAN諸国に畏怖心や警戒感を抱かせる存在であった。しばしば引用されてきたように、ほとんどすべてが欧米列強の植民地支配を体験し、その後、冷戦の論理によって振り回されたASEAN諸国には、「二頭の象が争えば足下の草は痛めつけられるし、彼らが愛し合ってもやはり草は傷つく」という共通認識がある。大国は自らの国益を貫徹するために弱小諸国を犠牲にすることをためらわないというのが歴史の教えるところである、域外大国の干渉からの自立は、ASEAN諸国の至上命題であったが、イデオロギー的に相容れず、しかも現に領土紛争の当事国でもあってみれば、中国への警戒心が一層激しいものであったとしての何の不思議もあるまい。

## (2) 功利的主張

さらにASEAN諸国は、ときとして、特定の政治目的に資する目的の下に△中国脅威論▽を強調することもあった。一つには、日米両国のような先進諸国からの戦略的・経済的支援を要請するにあたって、中国の脅威に直面しているという現状を説得材料にしようとするなどがある。同様に、米国の「アジア離れ」傾向を懸念し、その軍事的プレゼンスをつなぎ止めようとするに際しても、△中国脅威論▽は有力な根拠となってきた。もう一つの

ケースは、ASEAN諸国が顕著な軍備増強を推進していることへの域外諸国からの懸念の表明に対して、中国の軍事的脅威の存在を暗示しつつこれを正当化するような場合である。さらにASEAN諸国は、〈中国脅威論〉（とりわけ南シナ海問題）に代表される地域情勢の危機の様相に言及することで、カンボジア紛争終結後のASEANの存在理由を再確認してきたのも事実である。ただし、これらはいわば可能性であって、必ずしもASEAN諸国が明示的に〈中国脅威論〉に言及してきたことを意味するものではない。

### （3）歴史的記録

反面、〈中国脅威論〉は、中国が少なくともかつてASEAN諸国の平和と安全を脅かす存在であったという歴史的事実によって担保されているという点も見落としてはなるまい。中国革命の勝利直後に中共が世界革命を企図したという事実は旧聞に属するとしても、ASEAN結成以後にも「文革外交」のように周辺諸国に毛沢東思想の輸出を試みたり、各国共産党の反体制活動を物理的あるいは精神的に支援してきたという過去は否定すべくもない。実際、中国大使館による内政干渉を体験し、中国に亡命したPKI幹部の反体制キャンペーンに神経をとがらせてきたインドネシアが、一貫してASEAN内の対中強硬派の最右翼であったのは、決して偶然ではないのである。

加えて中国は、半世紀に及ぶ歴史において、前後8回にわたって国益を貫徹するために武力に訴えてきた。すなわち、

- ① 一九五〇年の朝鮮戦争
- ② 一九五〇年のチベット解放
- ③ 一九五八年の金門・馬祖砲撃

④ 一九五九、六二年の中印国境紛争

⑤ 一九六九年の中ソ国境紛争

⑥ 一九七四年の中越西沙紛争

⑦ 一九七九年の中越戦争

⑧ 一九八八年の中越南沙紛争

である。もちろん、中国の立場からすれば、すべて主権擁護のための正当な軍事行動であったということであろう。それにしても、中国が——その意味では米国も同様であるが——必要に応じて軍事力にものをいわせる体質をもっているという事実は疑いをいれないのである。

#### (4) ^中国脅威論Vの陥穽

最後に、ASEAN諸国の^中国脅威論Vには、米国にとっては妥当するとしても、本来ASEAN諸国にとっては無縁な状況についてもいたずらに脅威認識を抱きがちであったという陥穽を指摘しておく必要があるだろう。たとえば、中国が独裁的であるとか、個人支配が貫徹されており不透明であるとかの指摘は、多かれ少なかれASEAN諸国にも見られる傾向であって、これを根拠に中国の脅威を論じるのはいわれなき中傷といわねばなるまい。同様に、二一世紀に中国が経済超大国になるという世銀の予測との関連で、ASEANの経済的地位が脅かされかねないとしてこれに対して「脅威」という概念を用いることも危険である。というのは、このことは、中国が一貫して低開発の状況にとどまるのでない限り、早晚経済超大国の名に値する規模を達成するのは当然だからである。

### 3、対中認識の不確定性

問題は、ASEAN諸国の対中認識が必ずしも単純でも、一様でも、また固定的でもないという事実である。ここではASEAN諸国の対中認識を理解することを阻害してきた三つの混乱要因を指摘する必要がある。

#### (1) 時代的変遷

国際関係の常として、時代の変遷とともに相互イメージが変遷するのは異とするに足りない。ごく単純化すれば、ASEAN諸国の対中関係は、

- ① 敵対期（一九六七―七二）―冷戦構造の下で相互に敵対的なイメージが固定していた時期、
- ② 瀬踏み期（一九七二―七五）―ZOPFAN採択後、一定程度の対中和解が進行した時期、
- ③ 転換期（一九七六―七八）―次第に対立の度を高めた中越両国の平和攻勢への対応に困惑していた時期、
- ④ 相互利用期（一九七九―八九）―カンボジア紛争に直面して、反ベトナムという共通目標の下で便宜的に提携した時期、および
- ⑤ 模索期（一九九〇―）―冷戦の終結、カンボジア紛争の終結という新局面の下で新たな関係を模索しつつある時期

という五つの時期をたどって今日にいたっている。

#### (2) ASEAN域内の見解不一致

さらに重要なことは、こうした全般的な動きとは別に、各国ごとの対中認識には少なからぬ差異があるという事実

である。たとえばカンボジア紛争に際してASEAN諸国は、ヘン・サムリン政権不承認、ベトナムの撤退要求、紛争の平和的解決といった原則的立場を共有したものの、その実現の方法をめぐる——とりわけ中国の影響力をどう解釈するかとの関連で——明らかに二派に分裂していた。一方の対越強硬派（シンガポールとタイ）は中国の影響力を導入してベトナムに最大限の犠牲を強いることでカンボジアからの撤退を迫ろうとした。これに対して対越柔軟派（インドネシアとマレーシア）は、中国こそASEAN諸国にとって真の長期的脅威であるとして、ベトナムとの対話を通じて紛争終結を図ろうとしたのである。

実際のところ、多様で異質な諸国で構成されるASEAN域内の不協和音は結成いらい絶えたことはなく、いわば宿命的なものである。対中認識については、インドネシアは確かに一貫して対中警戒論を展開してきたが、マレーシアは、一九七〇年代中葉にはZOPFANの延長線上にASEANの先陣を切って対中国交樹立に踏み切っており、消極派のインドネシアから一方面的求愛Vとして批判を浴びている。

この点では、シンガポールの立場も微妙であった。基本的に華人系国家である同国は、マレー系国家から第三の中国Vとして猜疑の目で見られることを避けるため、インドネシアが国交を正常化した後にしか対中国交をもたないとの態度を表明せざるを得なかったのである。現にシンガポールが対中国交を樹立したのは一九九〇年、インドネシアに遅れることわずか二ヵ月のことであった。

### (3) パラドックスの交錯

前項の事実は、ASEAN諸国がときとして相互に相容れない対中イメージを抱いてきたことを意味するだけではない。たとえば、経済的にいって、勃興する中国はこれも台頭著しいASEAN諸国にとって侮りがたいライバルと

なるという警戒論と、逆に新たなフロンティアを提供するという期待論とが同時に存在している。同様に、政治的には、順調な経済成長の上に野心的な軍備増強を推進する中国は重大な脅威であるとする警戒論、むしろ、一極覇権国家になりつつある米国に対する対抗勢力として貴重な役割を果たしうるという期待論とが混在している。

この種のパラドキシカルな状況もまた、ASEANの多様性の一つの表現に他ならない。かれらは、一方で共通の安全保障のような理想主義的な課題を掲げたかと思えば、他方ではパワー志向を露わにした軍拡競争が展開されてきた。あるいは一九九六年「東南アジア非核兵器地帯条約」(SEANWFZ)を締結して反核路線を全面に打出す一方、地域の安定のためには米国の軍事的プレゼンス——つまりは「核の傘」——が不可欠だとの認識を共有してきているのである。

中国との関連で指摘さるべきは、ASEAN諸国の対中認識と対米認識との間に深刻な二律背反が存在するという事実である。一九九二年シンガポール・サミットでASEAN諸国首脳は、冷戦終結が敵対構造の解消というメリックのみならず、「戦略的不透明性」というデメリットをももたらしたとし、その具体例として、南シナ海問題と人権外交を指摘している。南シナ海における領土問題をめぐって中国の軍事的脅威を意識する程度に依じてASEAN諸国は米国の軍事的プレゼンス維持への傾斜を強めることになる。ところが、その米国が、ASEAN諸国の権威主義的統治体制を批判し、経済制裁を暗示しつつ軌道修正を迫る（人権外交）を展開してくると、ASEAN諸国はアジアにはアジアの人権・民主主義観があるという「Asian Way」論で反発したが、この点では中国との間に「巧まざる統一戦線」が存在するのである。

#### 4、自己主張と自制の間

他方、中国の側は、周辺諸国がこうした脅威認識を抱いていることに対していかに反応してきただろうか。一つは、**△中国脅威論▽**は米日両国が中国とアジア諸国との間にくさびを打ち込もうとして喧伝している陰謀であるとしてこれを否定することであった。もう一つは、あれこれの論拠を示して**△中国脅威論▽**に反論するという対応である、以下にその主要な論理を概観しておこう。

### (1) **△中国脅威論▽**への反論

第一は、中国は「平和五原則」など平和と正義の原則に則って正しい政策を展開してきたのであって、周辺諸国は中国を脅威と見なすには及ばないとする主張である。確かに「平和五原則」は一九五〇年代中葉に中国が革命勝利から朝鮮戦争参戦によって「侵略的国家」という国際的イメージを急速に修正しつつあった時点の産物であり、一定の歴史的成果をもたらしたことは疑いをいれない。そして中国は、以後、たとえば中ソ関係正常化においてもそうであったように、ことあるごとに「平和五原則」を強調してきた。

しかし、まさしく「平和五原則」の創始者である中印両国が、一九五九、六二年に領土問題をめぐって武力紛争の当事国となったという歴史的事実を想起すれば、国益衝突の前には正義の原則も無力であるとのシニカルな認識が生まれざるをえない。

第二は、中国は依然として経済的には発展途上にあり、軍事的にもなお近代化の過程にあるのであって、覇権的国家となるほどのパワーを保有してはいないという主張である。このような論理で**△中国脅威論▽**を否定するには、二重の意味で無理がある。一つには、中国が大国にふさわしい自己主張を展開したいという意図が当面抑圧されているだけに、最終的には米国に匹敵する大国としての地位を確保するためにも自強を図りたいという衝動を抱きつづけて



いることを示唆しているのではないかという推測が可能である。もう一つは、米国との比較が問題ではなく、弱小諸国としてのASEAN諸国の眼には中国はすでに十分強大なパワーを保有しているという現実である。

最後に、中国の至上課題は経済発展にあり、そのためにも平和な地域・国際環境を必要としているのであって、緊張や紛争は望むところではないという論理である。おそらく、この主張は、同様の課題に直面しているASEAN諸国にとってももっとも説得力をもつだろうし、期待もされることである。

## (2) 安全保障政策の変容

以上の概説が示唆するところは、まず、中国とASEAN諸国の国力格差と歴史的記憶からして、〈中国脅威論〉はほとんど宿命的なものですらあるという事実である。第二に、これに反論するに際して中国があれこれの論理を駆使することは、実は、かえって中国の独善ぶりを浮き彫りにする結果となると知るべきであろう。

しかしこのことは、〈中国脅威論〉を正当化し、あるいは中国封じ込め論の妥当性を意味するものではない。それどころか、これらの指摘は、どうすればこういう不幸なシナリオを回避できるかを検討するための前提に他ならないのである。端的に言えば、中国が必要とするのは、独りよがりの原則や論理の誇示でなく、現実の政策と行動によって、〈中国脅威論〉に代わる中国イメージを醸成し、定着させる努力を払うことなのである。

幸いなことに中国は、とりわけ一九九四年の「ASEAN地域フォーラム」(ARF)加盟以来、明らかにその姿勢を変化させ、多国間安全保障協議を通じてのアジア太平洋地域の新秩序構築に向けて共同歩調をとりつつある。とりわけ顕著なものに限っても、

① ARFの「信頼醸成作業部会」の共同議長国を引き受けたこと、

- ②南シナ海問題の解決に際し、歴史的根拠という従来からの主張に代えて、国際法への準拠を強調し始めたこと、
- ③内容的には不十分ながら、いわゆる『国防白書』を刊行したこと、および
- ④安全保障をめぐるトラック2対話の枠組みとしての「アジア太平洋安全保障協力会議」(CSCAP)に参加したこと、
- などがある。

### むすび——中国脅威論Vを越えて

他方、ASEAN諸国の側も、北の大国中国に対する脅威認識に固執することの危険性を理解する必要がある。単純化を恐れずにいえば、中国を脅威とみなし、これに警戒心をもってのみ接すれば、中国の側も当然これに反発を覚えという「ミラー・イメージ」すなわち敵意の悪循環が成立することになる。中国と東南アジアの歴史的・地理的近似性を思い、彼我のパワーの格差を前提とすれば、地域情勢から中国を排除することも、中国の影響力を封じ込めることも現実的な選択とは思えない。であってみれば、中国が柔軟化を見せている現時点は、より建設的な相互イメージを形成する好機である。